●香川県告示第２１６号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和８年11月17日から同年12月７日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月17日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　道路の種類　県道（主要地方道）

２　路　線　名　円座香南線（44号）

３　道路の区域

区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　　長（メートル）	備　　考
高松市香南町横井字尾池原992番11地先から高松市香南町横井字尾池原1036番１地先まで	25.3～26.4	84	令和４年３月29日付け香川県告示第１１６号で変更した区域の一部
高松市香南町由佐字三ノ原1435番１地先から高松市香南町由佐字三ノ原1438番１地先まで	10.9～24.2	88	

４　供用開始の期日　令和８年11月18日